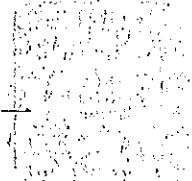


千曲市告示第50号

千曲市森林づくり事業補助金交付要綱を次のように定める。

令和3年5月26日

千曲市長 小川 修 一



千曲市森林づくり事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、千曲市の森林の総合的な整備及びその整備によって生じた木材の搬出を促進し、健全な森林の育成及び木材活用の促進を図るため、森林整備事業を行う団体又は個人が実施する当該事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、千曲市補助金等交付規則（平成24年千曲市規則第38号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 対象森林 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 千曲市で定める千曲市森林経営管理制度実施方針により、「生産林」、「環境林」又は「生産環境林」と定められた森林

イ 森林法（昭和26年法律第249号）第2条に定める森林のうち、市長が必要と認める森林

(2) 森林整備事業を行う団体又は個人 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 森林組合

イ 素材生産事業者等

ウ 森林所有者

エ 住民等が共同で事業を行うために組織した団体又は区等の自治会

(3) 間伐 森林の適正な密度管理のために行う不用木の除去、不良木淘汰、搬出集積で、伐採する本数は立木本数のおおむね30パーセント以上とし、上限は立木本数のおおむね40パーセント以下とする。

(4) 更新伐 人工林における育成複層林の造成及び育成、広葉樹林化の促進を目的とした、不用木の除去、不良木の淘汰、支障木等の伐倒、搬出集積とし、主林木の伐採本数の割合はおおむね50パーセント以下とする。

(補助金の交付対象者)

第3条 補助金の交付対象者(以下「補助事業者」という。)は、千曲市に所在する森林の森林整備事業を行う団体又は個人とする。

(補助事業の種類、対象経費及び補助率)

第4条 補助金の交付対象となる事業等の種類、経費及び補助率は、別表のとおりとする。

(補助金の交付条件)

第5条 補助金の交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

(1) 千曲市森林経営管理制度実施方針に定める千曲市、森林所有者及び補助事業者の3者による「千曲市森林づくり協定書」に基づく施業であること。

(2) 補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に当該補助事業の施業地を森林以外の用途へ転用する行為(当該補助事業の施業地を売渡し、若しくは譲渡し、又は賃借権若しくは地上権の設定をさせた後、当該施業地が森林以外の用途へ転用される場合を含む。)、当該補助事業の施業地上の立木竹を全面伐採除去する行為その他補助目的を達成することが困難となる行為をしようとする場合は、あらかじめ市長に届け出るとともに、当該行為をしようとする森林等につき交付を受けた補助金相当額を返還すること。

(3) 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、補助金交付年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。

(4) 補助事業の内容が千曲市森林整備計画に適合していること。

2 市長は、前項に掲げるもののほか、補助金交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(補助金の交付申請)

第6条 規則第4条に定める申請書は、千曲市森林づくり事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとする。

(計画変更の承認申請等)

第7条 規則第9条各項に定める承認申請は、次に掲げる書類を提出して行う

ものとする。

- (1) 規則第9条第1項第1号及び第2号に定める承認申請は、千曲市森林づくり事業変更承認申請書（様式第2号）によるものとする。
- (2) 規則第9条第1項第3号に定める承認申請は、千曲市森林づくり事業中止・廃止承認申請書（様式第3号）によるものとする。

（実績報告）

第8条 規則第12条に定める実績報告は、千曲市森林づくり事業実績報告書（様式第4号）に、次に掲げる関係書類を添えて提出しなければならない。

- (1) 実績内訳書、施業地位置図及び施業地の実測図
- (2) 施業地の事業実施前、実施中及び実施後の写真
- (3) 木材の搬出状況がわかる写真（搬出施業に限る）
- (4) 木材搬出量及び木材販売額を証明する書類（搬出施業に限る）
- (5) 購入した苗木の検収書類又は領収書の写し（植林施業に限る）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項に定める書類の提出期限は、補助事業の完了した日から起算して30日を経過した日、又は補助金の交付決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日とする。

（施業地の転用等）

第9条 第5条第1項第2号に定める届け出は、千曲市森林づくり事業施業地転用等の届出書（様式第5号）によるものとする。

（補則）

第10条 この要綱に定めのあるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は令和3年5月26日から施行する。

別表 (第4条関係)

○補助金の算出方法

標準経費

- ① 標準単価の定めがある場合の補助金額：(標準単価×(1+間接比率)×実面積)×補助率
- ② 標準単価の定めがない場合の補助金額：実行経費×補助率

標準単価：本表に定めのない場合は、「信州の森林づくり事業実施要領」第5の2に規定された「信州の森林づくり事業標準単価表」(以下「標準単価表」という。)に基づき算出する

間接比率：「信州の森林づくり事業実施要領」第5の3の規定に基づき算出した比率とする

実行経費：「信州の森林づくり事業実施要領」第5の4の規定に基づき算出する。ただし、施業に伴う木材収入があった場合は、経費から木材販売額を差引いた経費とする。

○端数の計算方法

上記①・②により算定した金額の千円未満を切り捨てる。

事業の種類	対象とする事業内容	経費及び補助率
1 間伐	(1) 1 施業地の面積は 0.05ヘクタール以上 (2) 本数間伐率で下限は 30 パーセント以上、上限は 40 パーセント以下 (ただし、施業地が保安林の場合は指定施業要件の定めによる。) (3) 11 年生以上で千曲市森林整備計画に定める標準伐期齢の 2 倍以下	経費：標準経費 標準単価：標準単価表「保育間伐、同時選木の間伐、伐倒+玉切り」の施業区分による 補助率：経費 10/10 以内
2 搬出	(1) 1 施業地当たりの搬出量が 10 立方メートル以上 (2) 間伐事業と一体的に実施し、当該間伐事業と同一年度内に搬出を完了すること	経費：標準経費 標準単価：定額 6,000 円/㎡ 補助率：経費の 5/10 以内

事業の種類	対象とする事業内容	経費及び補助率
3 更新伐	<p>(1) 1 施業地の面積は0.05ヘクタール以上</p> <p>(2) 針広混交林化、広葉樹林化を推進することを目的とした事業で、主林木の伐採本数で下限は30パーセント以上で上限は50パーセント以下</p> <p>(3) 更新伐実施後、実施の翌年度から起算して2年後に萌芽更新等により更新が図られていない場合は、苗木の植栽により更新を確保すること</p>	<p>経費：標準経費</p> <p>標準単価：標準単価表「間伐・更新伐」の施業区分による</p> <p>補助率：経費の10/10以内</p>
4 植栽	<p>(1) 1 施業地の面積は、0.05ヘクタール以上</p>	<p>経費：標準経費</p> <p>標準単価：標準単価表「植栽」の施業区分による</p> <p>補助率：経費の10/10以内</p>
5 鳥獣害防止施設等整備	<p>(1) 忌避剤</p> <p>(2) 侵入防止柵</p> <p>(3) 剥皮防護資材設置</p>	<p>経費：標準経費</p> <p>標準単価：標準単価表「鳥獣害防止施設等整備」の施業区分による</p> <p>補助率：経費の10/10以内</p>
6 地拵え	<p>(1) 1 施業地の面積は、0.05ヘクタール以上</p>	<p>経費：標準経費</p> <p>標準単価：標準単価表「地拵え」の施業区分による</p> <p>補助率：経費の10/10以内</p>

事業の種類	対象とする事業内容	経費及び補助率
7 下刈り	1 施行業地の面積は、0.05ヘクタール以上 2 10年生以下	経費：標準経費 標準単価：標準単価表「下刈り」の施業区分による 補助率：経費の10/10以内
8 作業道開設	(1) 作業道の幅員が2.5メートル以上 (2) 作業道開設と一体的に行うと計画されている森林整備を事業の実施年度又は当該年度の翌年度までに行うこと (3) 強靱な構造で、継続的に使用できる仕様であること (4) 完成後の作業道は、土地所有者又は事業者が適切に維持管理すること	経費：標準経費 標準単価：標準単価表「森林作業道整備」の施業区分による 補助率：経費の10/10以内
9 地域協働の森林づくり	「森林整備事業を行う団体又は個人」から申出があった森林又は市長が適当と認めた森林において実施する次の事業に係る経費 (1) 倒木、危険木の処理 (2) 防災、減災のための間伐、緩衝帯造成などの森林整備 (3) 枯損木処理 (4) 県産材を使用した簡易な治山施設（柵工、筋工等）の施工 (5) その他市長が必要と認めた事業	経費：実行経費 ※林業事業者等の実施経費又は林業事業者等への施業委託経費 補助率：経費の10/10以内
10 上記施業に伴う境界明確化	GPS機器を用いた上記施業と合わせて行う所有界の測位、測量にかかるとする (1) GPS機器の誤差は仕様上概ね1メートル以内とする (2) 周囲については各頂点についてX・Y座標及び標高の測位を行い、所有地の面積を求積する	経費：標準経費 標準単価：定額51,000円/ha 補助率：経費の10/10以内

様式第1号（第6条関係）

千曲市森林づくり事業補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 千曲市長

申請者 住 所
名 称
代表者
連絡先

年度において、千曲市森林づくり事業を別紙事業計画書の
とおり実施したいので、補助金 円を交付してください。

別紙 (第6条関係)

年度千曲市森林づくり事業計画書

1 事業内訳

(単位: ha、m、m³、円)

整理番号	森林所有者	施業地		事業内訳					標準経費又は実行経費 (円)			備考			
		大字・字・地番	林小班施業番号	作業種	樹種	林齢	面積 (ha) (延長 (m))	搬出材積 (m ³) (単位・更新伐)	標準経費	実行経費	その他経費		計		

(申請書作成上の注意事項)

- 1 間伐、更新伐の場合は、字界などを目安に一まとまりの施業箇所を「申請単位」とし「申請単位」ごとに整理番号を付して記入すること。
- 2 整理番号は、事業地位位置図の整理番号と一致させること。
- 3 備考欄に、千曲市森林経営管理制度実施方針に基づく協定年月日を記入すること。

2 事業完了予定年月日

年 月 日

様式第2号（第7条関係）

千曲市森林づくり事業変更承認申請書

年 月 日

（宛先）千曲市長

申請者 住 所
名 称
代表者
連絡先

年 月 日付千曲市指令 第 号で決定された
千曲市森林づくり事業補助金の交付に係る事業について、別紙、
補助事業変更計画内訳書のとおり変更したいので、承認してくだ
さい。

年度千曲市森林づくり事業変更計画内訳書

1 変更計画内訳書

(単位: ha, m, m², 円)

整理番号	施業地		事業内訳					標準経費又は実行経費 (円)			備考	
	大字・字・地番	林小班 施業番号	作業種	樹種	林齢	面積 (ha) (延長 (m))	搬出材積 (m ³) (間伐・更新伐)	標準経費	実行経費	その他経費		計

(申請書作成上の注意事項)

- 1 間伐、更新伐の場合は、字界などを目安に一まとまりの施業箇所を「申請単位」とし「申請単位」ごとに整理番号を付して記入すること。
- 2 整理番号は、事業地位圖の整理番号と一致させること。
- 3 上段に黒書で交付決定事業の内容を記載、下段に朱書で変更後の事業内容を記入すること。
- 4 備考欄に、千曲市森林経営管理制度実施方針に基づく協定年月日を記入すること。

2 完了予定年月日

年 月 日

様式第3号 (第7条関係)

千曲市森林づくり事業中止・廃止承認申請書

年 月 日

(宛先) 千曲市長

申請者 住 所
名 称
代表者
連絡先

年 月 日付千曲市指令 第 号で決定された
千曲市森林づくり事業補助金の交付に係る事業について、下記の
とおり中止（廃止）したいので、承認してください。

記

補助事業完了予定日

当初計画： 年 月 日

中止・廃止の理由

様式第4号 (第8条関係)

千曲市森林づくり事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 千曲市長

申請者 住 所
名 称
代表者
連絡先

年 月 日付千曲市指令 第 号で決定された
千曲市森林づくり事業補助金の交付に係る事業が、別紙事業実績内
訳書のとおり完了しましたので報告します。

別紙 (第8条関係)

年度千曲市森林づくり事業実績内訳書

1 実績内訳

(単位: ha, m, m², 円)

整理番号	施行地		事業内訳				標準経費又は実行経費 (円)			備考	
	大字・字・地番	林小班 施業番号	作業種	樹種	林齢	面積 (ha) (延長 (m))	搬出材積 (m ³) (固材・更新伐)	標準経費 実行経費	その他経費		計

(申請書作成上の注意事項)

- 1 間伐、更新伐の場合は、字界などを目安に一まとまりの施業箇所を「申請単位」とし「申請単位」ごとに整理番号を付して記入すること。
- 2 整理番号は、事業地位圖の整理番号と一致させること。
- 3 備考欄に、千曲市森林経営管理制度実施方針に基づく協定年月日を記入すること。

2 完了年月日

年 月 日

別紙（第8条関係）

3枚作成 市・林業事業者・森林所有者保管

（宛先）千曲市長

千曲市森林づくり事業実施に伴う山林の所有界確認書

年度に実施した下記施業実施に際し、私の所有する林地において、下記のとおり所有界であることを確認しました。

また、この調査成果を千曲市国土調査の基礎資料として利用することについて承知しました。

記

1. 該当地地番 大字 字
2. 当該地森林簿 林班： 小林班： 施業番号：
3. 地籍 m²（小数点第2位まで）
4. 所有界 別紙図面のとおり
5. 位置情報 別紙のとおり（※市へは別添記録媒体（CD等）提出）

以上

年 月 日

所有界確認事業者 住 所 _____

事業所名 _____

土地所有者 住 所 _____

氏 名 _____

別紙（第8条関係）

3枚作成 市・林業事業者・森林所有者保管

千曲市森林づくり事業実施に伴う山林の所有界位置情報

山林所有者氏名：

地 番：大字 字

地 籍： m²（小数点第2位まで）

森林簿：林班 小林班 施業番号

位置情報：

地点記号	X座標	Y座標	標高(m)

X・Y座標は小数点第6位、標高は小数点第3位まで記入。

千曲市森林づくり事業 施業地転用等の届出書

年 月 日

(宛先)千曲市長

届出人 住 所
名 称
代表者
連絡先

年 月 日付千曲市達 第 号により確定し、受領した千曲市森林づくり事業補助金に係る下記補助事業施業地を転用等したいので、千曲市森林づくり事業補助金交付要綱第9条の規定に基づき申請します。

記

補助事業施行地の 所在場所			施業地に係る補助内容				転用等の内容			補助金 返還 相当額	施設 用地 全面積
市町村	大字	地番	補助金 受領 年月日	施業 種	面積	補助金額	転用等着 手年月日	転用等 面積	転用等理 由		
					ha	円		ha		円	ha

(注) 1. 当該地の転用等に必要な許可証等の写し、位置図及び実測図を添付のこと。

2. 施設用地全面積とは、当該申請地を含めた使用目的用地の全面積を記入すること。